

平成29年度（平成28年度対象）

横浜町教育委員会の
事務の点検及び評価
に関する報告書

平成29年11月

横浜町教育委員会

ごあいさつ

日頃は、横浜町の教育行政全般にわたり、ひとかたならぬ御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

地域づくりは人づくり、人づくりは心づくりと言われております。教育委員会では家庭教育・学校教育・社会教育の好連携をはかり、「人が見ている、いなくとも」正しいことを行い、困っている人がいたら救いの手をさしのべることができる、平素の「心づくり」教育（敬虔慎獨）に努めてまいりたいものと考えております。ネット社会においては、極めて重要なことではないでしょうか。八幡神社に掲げてあります「人は見ずとも神は見てござる」の言葉を大切に心にきざみ、人間の精神の働きをより良い方向に導く力の発動を町民一人ひとりが大切にしていまいりたいものと考えています。

現在、文部科学省を先頭に今後生まれてくる子ども達（もちろん現小中高大生も含め）は想定外のリスクが発生しうる「激動の時代」を生きていく子ども達であり、このような社会を生き抜いていくためには自ら思考・判断して、主体的に多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を身につけることが必要とされ、技術革新を起こす力や異文化の人々と仲良くする力が求められ、主体的学び、対話的学び、深い学びが全ての教科で求められることとなり、そのための教育改革が手順を追って進められてきております。

横浜町では「地域と共にある学校づくり」を基として言語教育の充実に務め、演劇的手法を取り入れたワークショップや熟議の手法を取り入れ自然な型で児童生徒の「生きる力としての学力」が身につくよう前進を期しておるところであります。

恵まれた自然環境を大切に、心豊かな人生をおくれる町にしたいという願いが込められた「町民の誓い」の具現化こそが国県の主旨に叶い横浜町教育委員会の目指すところであり、社会が人を育み、人が社会をつくる好循環をめざし、絆づくりと活力あるコミュニティの形成にむけ、生涯学習活動や伝統的諸地域行事等への各世代の積極的参加を推進いたしてきておるところであります。

本県は短命県と言われており、その改善に向け大人世代の意識の変容とそれに連動する子どもの具体的な行動変容が不可欠であるとされています。お互いに学びあい実践活動を示していきたいものです。

幸せを求めてたゆまない努力を続けてきた先人の心を受け継ぎ（神楽やお盆・お祭り等伝統文化を大切にすること）、人間尊重の精神を基調として生涯学習社会の形成に向け、健康で、創造性に富み、豊かな心と広い視野を持ち、変動する社会に主体的に対応できる町民の育成を目指した教育の推進（学校・家庭においては元気な横浜っ子15条の実践）と知識基盤社会に対応した学習機会の拡充、進取の精神に富んだ人材の育成に努めることを方針に、今後とも広く町民の皆様の御理解、御協力を得て、諸活動の推進に取り組んでまいりたいものと考えております。

学校は「良き生活習慣」「良き学習習慣」を身につける場であり、地域の宝である「子どもの健全な育成」に町民総がかりで取り組み、国の進める「与えられた教育から創る教育への実現」にむけ、県の「教育は人づくり」という視点を重視し、町民の皆様と共に邁進してまいりたいものと考えております。

こうした取り組みを進めるにあたっては、その進捗状況を町民の皆様にお示ししながら、各施策・事業が着実に実施されているか、また、効果的に行われているかなどを点検・評価していくことが肝要だと考えております。

町教育委員会では、法の趣旨に則り、平成20年度より効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の事務点検及び評価」を実施し、報告書をここに公表いたしております。

町民の皆様のお理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年11月

横浜町教育委員会

目次

□ はじめに	1
1 趣旨	1
2 点検及び評価の対象	1
3 点検及び評価の方法	1
4 報告書の構成	1
5 学識経験者等の知見の活用	1
6 資料等	1
平成28年度横浜町教育主要施策の方針	2
□ 点検・評価結果	
1 学校教育行政	
(1) 授業の充実	3
(2) 道徳教育の充実	5
(3) 特別活動の充実	5
(4) 体育、健康教育の充実	6
(5) キャリア教育の推進	9
(6) 特別支援教育の充実	10
(7) 環境教育の推進	11
(8) 国際化に対応する教育の推進	11
(9) 情報化に対応する教育の推進	13
(10) 研修の充実	13
(11) 新「横浜小学校」整備事業の推進	14
□ 施策の総括的評価	15
2 社会教育行政	
(1) 主体的な学習と社会参加の推進	17
(2) 次代を担う青少年の育成	19
(3) 地域を支える人材育成	21
(4) 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上	22
(5) 社会教育推進のための基盤整備	25
(6) 文化財の保存、活用と伝統芸能の継承	28
(7) コミュニティづくりと冠婚葬祭簡素化推進	29
□ 施策の総括的評価	30
3 社会体育行政	
(1) 地域におけるスポーツ活動の促進	32
(2) スポーツに係る人材の育成	34
(3) 社会体育施設の整備	36
□ 施策の総括的評価	37
□ 資料等	
* 点検及び評価施策別重点項目・対象事業一覧表	38
* 点検及び評価実施要綱・実施要領	41
* 関係法令	43

【はじめに】

1 趣 旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月施行）、教育委員会では、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、町教育委員会では、今年度も法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、「教育委員会の事務の点検及び評価」を実施し、報告書にまとめました。

2 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、横浜町教育の総合的な指針である「横浜町教育主要施策」に位置付けて実施した平成28年度の主な施策・事業等としています。（巻末資料「点検及び評価施策別重点項目・対象事業一覧表」参照）

3 点検及び評価の方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の具体的な施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その成果を検証し、課題や今後の取り組みの方向性を示します。
- (2) 点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々のご意見をいただく機会を設けるため、「点検・評価アドバイザー会議」を開催し、様々なご意見ご助言をいただきました。

4 報告書の構成

- (1) 報告書は、「1 学校教育行政」「2 社会教育行政」「3 社会体育行政」の3つの主要施策にならない評価が構成されています。
- (2) 主要施策の重点項目を推進するための、具体的な取り組みとしての対象事業が、適切に実施されているかどうか、その概要・計画・実績を点検しています。
- (3) 各対象事業の点検結果を踏まえ、重点項目ごとにくくり、成果・課題等の評価をしています。
- (4) 重点項目の評価に基づき、主要施策の3つの分野における総括的な評価をしています。

5 学識経験者等の知見の活用

◆点検・評価アドバイザーの設置 (敬称略)

氏 名	所 属 等	就任年月日
鈴木 法 通	元教育委員・教育長	H27年2月1日(再任)
菊池 國 廣	元教育委員、町郷土芸能保存会長	H27年2月1日(新任)
泊 義 則	元小学校PTA会長、元漁協参事	H27年2月1日(再任)

◆点検・評価アドバイザー意見の聴取

- ・〈平成29年10月18日・平成29年11月20日〉
〈内容〉事務の点検及び評価報告書の概要説明について
点検及び評価の内容に関する意見について
報告書の最終確認について

6 資料等

点検及び評価の対象事業一覧表や実施に係る要綱・要領、参考となる関係法令等を巻末にまとめてあります。

◇ 平成28年度横浜町教育主要施策の方針 ◇

横浜町教育委員会は、幸せを求めてたゆまない努力を続けてきた先人の心を受け継ぎ、人間尊重の精神を基調として、生涯学習社会の形成に向け、健康で、創造性に富み、豊かな心と広い視野を持ち、変動する社会に主体的に対応できる町民の育成を目指した教育の推進に努めるとともに、第5次横浜町総合振興計画の策定により個人の生涯における学習機会の拡充をはかり、人材の育成に努める。

特に「町民の誓い」五カ条を受け、

- ① 環境保全に努める
- ② 生涯にわたり健康増進に取り組む
- ③ 友愛を基にコミュニティづくりに努める
- ④ 豊かな心でボランティア活動を進める
- ⑤ 意欲的に学ぶ心を持ち続ける

町民の育成に努める。

そのために、生涯学習の一層の振興を期し、各行政機関及び生涯学習関係機関団体との連携を図り、生涯学習推進組織を円滑にして創造的な運営を図るとともに、広く町民の理解と協力を得て、横浜町の特性を生かしながら、未来に羽ばたく子どもの教育として、個を生かし、生きる力と夢を育む学校教育、生きがいと住みよい町づくりを目指す社会教育、個性豊かなふるさと文化活動、生涯にわたってスポーツに親しむ社会体育の充実に努める。

点検・評価結果

1 学校教育行政

【重点項目】

- (1) 授業の充実
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 特別活動の充実
- (4) 体育、健康教育の充実
- (5) キャリア教育の推進
- (6) 特別支援教育の充実
- (7) 環境教育の推進
- (8) 国際化に対応する教育の推進
- (9) 情報化に対応する教育の推進
- (10) 研修の充実
- (11) 新「横浜小学校」整備事業の推進

□重点項目の点検（平成28年度の取組状況）

(1) 授業の充実

①就学援助事業

概要	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費などを支給する。			
	計 画		実 績	
	対象児童生徒	43人	対象児童生徒	49人
	補助金額	4,107,000円	補助金額	3,654,854円

②幼稚園就園奨励費補助事業

概要	幼稚園教育の振興を図るため、就園する園児の保護者の所得状況に応じ保育料を減免した措置者に対し、就園奨励費を補助する。			
	計 画		実 績	
	減免対象者	8人	減免対象者	8人
	補助金額	1,705,000円	補助金額	1,300,000円

③学校教材・教具整備事業

概要	児童生徒の基礎的、基本的な学力の定着を図るとともに、発展的な内容の学習や補充的な学習を行うために、教材を購入する。			
	計 画		実 績	
小学校	170,000 円	小学校	170,000 円	
中学校	170,000 円	中学校	166,366 円	
予算額	340,000 円	決算額	336,366円	

④小・中学校入学助成事業

概要	平成29年度小学校及び中学校への新入学児童生徒の保護者並びに28年度中に転入してきた児童・生徒の保護者への助成事業。			
	計 画		実 績	
小学校新入学対象児童	37 人	小学校新入学対象児童	28 人	
中学校新入学対象生徒	34人	中学校新入学対象生徒	30人	
予算額	1,024,000円	決算額	862,850円	

⑤町費負担臨時教員の任用

概要	児童・生徒の減少や学校統廃合による県費負担教職員の減少に対応し、教職員数を確保し、教職員の負担軽減と学習等の指導体制の確保を図る。			
	計 画		実 績	
小学校町費負担教職員	人	小学校町費負担教職員	1 人	
中学校町費負担教職員	人	中学校町費負担教職員	1 人	
予算額	円	決算額	7,356,856円	

【成果】

就学援助事業については、小・中学校を通して保護者への周知を図り、離婚や傷病による就労不能等の事由で児童・生徒の就学に対して援助の必要な家庭に随時対応するとともにその把握に努めている。

幼稚園就園奨励費補助事業については、少子化により入園者は減少傾向ではありますが保護者への事業の周知と減免措置を実施している。

学校教材・教具整備事業については、定額予算の中で必要な教材等を整備している。

小・中学校入学助成事業については、平成29年度の新入学児童・生徒並びに平成28年度中に転入した児童・生徒の保護者の負担軽減が図られた。

町費負担臨時教員を小中各1名採用し、教職員の負担軽減と指導体制の確保が図られた。

【課題等】

子育て支援及び定住促進事業と併せて、保護者への負担軽減と教育活動の充実を継続的に推し進めていく必要がある。

遠距離通学助成事業については、平成28年度より小学校もスクールバス通学となったため、平成27年度末で廃止となった。今後は、スクールバスを利用する児童の自宅から小学校まで安全対策を確立することが必要とされる。

町費負担臨時教員については、小中各2名程度の確保に努める。

(2) 道徳教育の充実

①道徳教育の充実（重点項目の再掲）

概要	一人一人の子どもが、自分自身の生命についてよく考え、他の生命に対する畏敬の念を深めて、人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かし得るよう、道徳性の育成に努める。
計画	①道徳的実践力を高める指導の工夫 ②豊かな心を育む体験活動の推進 ③郷土に関する資料の開発と活用

【成果】

小・中学校とも道徳の時間の年間指導計画を作成している。横浜中学校では、平成24年2月1日から2日にかけての暴風雪で車の立ち往生を題材にした資料を作成し、道徳の授業を行っている。横浜小学校では誰とでも挨拶ができ、相手を思いやる心を育てるため、朝のあいさつや声掛けに努めている。

また、「心のノート」の活用も円滑に図られながら子どもたちの道徳性の高揚は進んできている。

【課題等】

小学校は平成30年度・中学校では平成31年度から教科化となり、教師や学校は子どもたちの学習や行動を数値を使わずに評価することとなるため、指導方法の研修等事前の取組が必要となる。

(3) 特別活動の充実

①特別活動の充実（重点項目の再掲）

概要	一人一人の子どもが、望ましい集団や豊かな体験の中で互いの個性を認め合い、協力してよりよい生活を築いていくことができるよう、自主的・実践的な態度の育成に努める。
計画	①自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫 ②自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫 ③児童の個性の伸長と触れ合いを深めるクラブ活動の工夫 ④感動や連帯感を高める学校行事の工夫

【成果】

概ね達成されていると思われるが、小・中学校とも不登校ぎみの児童生徒が数名みられたので、スクールカウンセラー等を活用しながら対応に当たっている。

【課題等】

小・中学校において、児童・生徒の不登校やいじめ等について保護者・学校・地域とともに連携を図り早期に対応していく必要がある。

(4) 体育、健康教育の充実

①学校検診・就学時健診事業

概要	児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として、学校保健法に基づき実施をする。		
	計 画		実 績
	検査委託料	818,000円	検査委託料 627,588円
	耳鼻科健診医師報償費	350,000円	耳鼻科健診医師報償費 350,000円
	眼科健診医師報償費	350,000円	眼科健診医師報償費 350,000円
	予算額	1,518,000円	決算額 1,327,588円

②学校医委嘱事業

概要	学校保健法に基づき、学校における健康管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事していただくため学校医を委嘱する。		
	計 画		実 績
	学校医報酬 (内科医)	350,000円	学校医報酬 (内科医) 350,000円
	〃 (歯科医)	350,000円	〃 (歯科医) 350,000円
	〃 (薬剤師)	230,000円	〃 (薬剤師) 230,000円
	予算額	930,000円	決算額 930,000円

③学校災害共済給付事業

概要	学校の管理下における児童生徒等の負傷や疾病等に対して災害共済給付を行う。		
	計 画		実 績
	一般 296人×945円 (児童172人、生徒124人)	279,720円	一般 247人×945円 準要保護 39人×945円 要保護 8人×65円 控除 15人分
			233,415円 36,855円 520円 △1,690円
	予算額	279,720円	決算額 269,100円
			給付額 6人 26,417円

④給食施設管理

概要	児童生徒の「食育」と地場産品の活用のため、学校給食センターの給食調理、運営に係る食材の購入、人件費や給食施設の維持管理を行う。				
計 画		実 績			
・人件費等	35,254,000円	・人件費等	34,330,158円		
・需用費	27,062,000円	・需用費	26,470,308円		
内 訳	給食材料費	18,451,000円	内 訳	給食材料費	19,762,385円
	消耗品費	1,370,000円		消耗品費	1,467,709円
	燃料費	3,013,000円		燃料費	1,941,126円
	光熱水費	3,228,000円		光熱水費	2,820,164円
	修繕費	1,000,000円		修繕費	478,924円
・役務費	453,000円	・役務費	440,710円		
・委託料	1,112,000円	・委託料	1,050,732円		
・使用料・賃借料	375,000円	・使用料・賃借料	230,653円		
・公課費等	150,000円	・公課費等	134,832円		
予算額	64,406,000円	決算額	62,657,393円		

⑤衛生管理

概要	学校給食運営に係る給食施設の衛生管理や「安全で安心」な給食を提供するため、また必要な知識等を習得するため各種研修会へ参加し、施設の消毒、環境整備、浄化槽・冷蔵施設の保守管理、検便等の衛生管理を図る。				
計 画		実 績			
・報酬	12,000円	・報酬	55,000円		
・旅費	32,000円	・旅費	24,960円		
・需用費	60,000円	・需用費	51,993円		
内 訳	追録代	60,000円	内 訳	追録代	51,993円
・役務費	635,000円	・役務費	348,360円		
内 訳	職員検便料	240,000円	内 訳	職員検便料	239,760円
	浄化槽法定検査料	10,000円		浄化槽法定検査料	9,000円
	浄化槽汚泥汲取料	220,000円		浄化槽汚泥汲取料	0円
	浄化槽ブローポンプ定期点検料	50,000円		浄化槽ブローポンプ定期点検料	0円
	生産物賠償責任保険料	75,000円		生産物賠償責任保険料	67,200円
	冷凍・冷蔵庫保守管理料	40,000円		冷凍・冷蔵庫保守管理料	32,400円
・委託料	1,176,000円	・委託料	1,123,200円		
内 訳	浄化槽維持管理業務	900,000円	内 訳	浄化槽維持管理業務	848,880円
	害虫駆除対策	48,000円		害虫駆除対策	47,520円
	防鼠駆除対策	141,000円		防鼠駆除等対策(+蟻)	140,400円
	厨房細菌検査業務	87,000円		厨房細菌検査業務	86,400円
予算額	1,915,000円	決算額	1,603,513円		

⑥食育教育及び地場産品の活用

概要	学校給食の目的である栄養補給のための食事のほか、食育の観点を踏まえて地産地消を推進し、地場農産物の導入や行事食、郷土食などを積極的に取り入れ、学校給食が「生きた教材」として活用される給食づくりに取り組む。	
	計 画	実 績
	<ul style="list-style-type: none"> ・食育教室の実施 ・バイキング・セレクト給食の実施 ・地場産品の活用 ・衛生管理の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内小・中学校、保育所を対象に食育教育を計画的に実施した。また、健康寿命の延伸に向けて減塩についても意識した献立とした。 ・バイキング・セレクト給食を計画的に実施し、食の選択や、食事マナーについて学ぶ場とした。 ・地場産品の活用では、米飯は町内産(まっしぐら)を使用しており、県内食材のものだけを使用した給食を年2回実施した。 ・衛生管理強化のため、学校薬剤師による学校給食施設等定期検査を児童・生徒の春休み時に新たに実施した。また、上十三保健所の拭取り検査の指摘事項について講習会を実施し、今後の衛生管理を再確認し実施した。

【成果】

小・中学校とも体育・保健体育の授業、運動会、クラブ・部活動等を通じ、ほぼ目標が達成されている。

学校健診・就学時健診事業は、学校職員の協力により、心電図・結核等の各種検査結果をもとに児童生徒への事後調査が出来た。

学校給食においては、地元食材を活用した地産地消の給食作りを心がけ、給食を提供することができた。

また、ドライ運用を配慮した衛生管理により、清掃箇所の拡充及び頻度の向上を図ることができた。

食育活動においては、児童・生徒の肥満予防を中心にバランスの良い食事、成長期に必要な栄養素、食事のマナーについて、小学校の全学級を対象に食育教室を実施した。

【課題等】

小学校陸上競技記録会については、平成28年度の小学校統合により廃止となったが、他地域との交流も視野に入れ、根本的な検討と意欲的な取り組みが必要と思われる。

学校給食については、平成29年度の1学期までは現在の学校給食センターでの給食提供となるため、ボイラー・調理機器等の修繕費を抑えつつ、安心安全な学校給食の提供を目指す必要がある。

また、地場産の生鮮野菜等について、年間を通して安定的に確保できるよう関係機関との調整が必要である。給食費の徴収においては、未納者に対して早い段階での催告書の通知や戸別訪問による納付説明を十分行う必要がある。

⑦学校給食センター建設整備事業の推進

概要	平成29年度からの給食提供をめざし、新学校給食センターの建設整備事業を計画的に進める。	
	計 画	実 績
	①新学校給食センター建設工事 ・工事費(予算額) 596,484,000円 ・監理委託(予算額) 8,190,000円 ②新学校給食センター外構工事 ・工事費(予算額) 1,2773,000円 ・監理委託(予算額) 1,890,000円	①新給食センター建設工事 ・工事費 552,876,840円 ・工事監理委託 7,452,000円

【成果】

新「横浜小学校」に隣接した学校給食センターの建設工事に着手し、平成29年3月に完成した。厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に即したドライ方式、オール電化システムを採用し、アレルギー食にも対応している。更に災害時に対応できるよう自家発電機の設置も計画された。

【課題等】

11月着工予定であった外構工事は資材等の確保に遅れが生じる状況となったため、平成29年度に実施することに変更した。供用開始は当初の計画どおり平成29年度の2学期を予定している。

(5) キャリア教育の推進

①進路指導の充実（重点項目の再掲）

概要	一人一人の子どもが、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質、能力、態度の育成に努める。
計画	①キャリア教育指導体制の整備・充実 ②将来の生き方指導・進路指導の充実 ③児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

【成果】

進路指導は、中学校において良好に実施されている。また、「発達段階に応じた勤労観・職業観の育成」についても、小・中学校においてキャリア教育等が実施されている。

【課題等】

キャリア教育については、個別の進路判断への助言を含め、今後とも本事業を継続可能にとしていくことが課題である。

(6) 特別支援教育の充実

①特別支援教育就学奨励事業

概要	特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため奨励費を支給する。			
	計 画		実 績	
対象児童生徒	10人	対象児童生徒	8人	
補助金額	365,000円	補助金額	245,993円	

②ことばの教室通級事業

概要	小・中学校の普通学級及び特別支援学級に在籍し、ことばの教室に通級する児童生徒並びに保護者に交通費を助成する。			
	計 画		実 績	
対象児童生徒	2人	対象児童生徒	0人	
補助金額	40,000円	補助金額	0円	

③特別支援教育支援員配置事業

概要	小・中学校の発達障害等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、学校における日常生活の介助や学習への支援を行う。			
	計 画		実 績	
配置人員	5人	配置人員	3人	
年間勤務計画	6,300時間	年間勤務実績	3,771時間	
予算額	6,300,000円	決算額	3,771,000円	

【成果】

特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者への負担軽減措置は、ことばの教室に通級する児童生徒並びに保護者への補助は本年度皆無であった。また、本年度は、小学校2名、中学校1名の特別支援教育支援員を配置し、支援を要する児童生徒へのサポート体制の充実と担任教師の負担軽減、児童の学習等の支援が図られた。

【課題等】

特別支援学級の児童生徒や通常学級においても特別に支援を必要とする児童生徒がいることから、スクールカウンセラー等を活用するなど、より専門的なサポート体制が必要とされる。

(7) 環境教育の推進

①環境教育の推進（重点項目の再掲）

概要	一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。
計 画	
①教科間の連携を踏まえた指導の工夫 ②地域の環境の実態に即した指導の工夫 ③環境に関わる体験学習の推進	

【成果】

環境に関わる教育は、小・中学校の地域の実態に即し、クリーンアップ作戦への参加、校舎周りの環境整備（草取り・花壇整備）などを通して確実に推進されてきている。

【課題等】

学校外における、子どもたちへの地域的な体験学習メニューの提供と参加体制の整備も必要とされている。

(8) 国際化に対応する教育の推進

①中学生海外体験学習事業

概要	「21世紀を担う人材育成」をテーマに国際化時代に活躍できる健康で創造力に富み、かつ広い視野をもって町づくりに寄与できる若い人材を育成するため、中学校に在籍する生徒を対象に海外体験学習を実施する。	
	計 画	実 績
	・実施日：H29.1.6～10（5日間） ・訪問先：沖縄県沖縄市 予算額：1,720,000円 ・参加人員：生徒4人、引率2人	・実施日：H29.1.6～10（5日間） ・訪問先：沖縄県沖縄市 決算額：1,602,098円 ・参加人員：生徒4人、引率2人

②外国語指導助手（ALT）配置事業

概要	小・中学校における英語指導の充実及び国際理解教育の推進を目指す。			
	計 画		実 績	
ALT人数	2人	ALT人数	2人	
・報酬	7,040,000円	・報酬	7,040,000円	
・ALT通訳	100,000円	・ALT通訳	0円	
・旅費	230,000円	・旅費	229,680円	
・警備委託料	144,000円	・警備委託料	134,784円	
・タクシー借上	30,000円	・タクシー借上	0円	
・備品	100,000円	・備品	0円	
・負担金	105,000円	・負担金	99,360円	
・電話料	120,000円	・電話料	86,862円	
・光熱水費	192,000円	・光熱水費	142,942円	
予算額	8,061,000円	決算額	7,733,628円	

【成果】

毎年中学生4人を海外体験学習として派遣しているが、本年度も海外でのテロ事件多発等により参加者の安全確保について不安があることから、昨年度に引き続き日本国内の沖縄県での研修となった。

本事業において海外に対する視野の広まりと、英語に対してのより一層の興味関心など「21世紀を担う人材育成」の事業テーマに沿った、将来の町づくりに寄与できる人材育成としての期待は大きい。

事業効果を高めるうえで、参加した生徒だけが恩恵を受けることなく、体験者からその他の生徒へ、資料、記録等を使った報告会が開催され、体験を伝えていく取り組みがされている。

外国語指導助手（ALT）配置事業については、ALTを2人配置することができたことにより、英語に慣れ親しみ、コミュニケーションをとることの楽しさを知り、英語及び外国人に対する苦手意識の克服につながっている。また、学校における英語指導の充実及び国際理解教育を推進する観点からも効果が大きい。

【課題等】

中学生海外体験学習事業では、ホームステイ先で、自分の語学力で積極的にコミュニケーションしようとする態度などがみられ、継続した事業実施と、参加人員の増大、外国語指導助手（ALT）配置事業については人材確保が課題であり、更に外国語交流事業の拡充が必要とされている。

(9) 情報化に対応する教育の推進

①情報化に対応する教育の推進（重点項目の再掲）

概要	一人一人の子どもが、情報活用能力を身につけることができるよう、情報モラルにかかわる指導の充実を図り、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。
計画	①情報教育を推進する指導体制の整備・充実 ②学習指導におけるコンピュータ等の適切な活用の推進 ③情報ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

【成果】

小学校では教育コンピュータのOSサポート終了に伴い、小学校の統合に合わせ教育コンピュータをタブレット型に更新し、28年度から新横浜小学校で使用することが可能となりました。

また、町内小・中学校5校に1台ずつ設置していた電子黒板も小学校の統合による再配分で増設が可能となり、情報化に対応した教育へ活用されている。

平成28年度には、小・中学校ともに校内LAN整備率が100%となるなど、IT化についての対応は年々向上している。

【課題等】

今後は、中学校へのタブレット型教育用コンピュータの整備や電子教科書へ対応するためにも、より高度な情報教育の環境整備が必要であるが、その場合の財政負担が課題となる。

また、小・中学校の教育用コンピュータを十分活用するために、教育用ソフト等の教材研究や教員の研修をこれまで以上に充実させる必要がある。

情報化の急速な進展に伴い、情報モラル教育も発達段階に応じて適切な指導が必要である。

(10) 研修の充実

①研修の充実（重点項目の再掲）

概要	教育目標の具現化を図るため、学校経営の充実とそれに参画する教職員の資質・能力の向上に努める。
計画	①校内研修体制の整備・充実 ②学校の教育課題解決のための実践的研究の充実 ③家庭や地域社会と連携した特色ある教育活動の研究・推進 ④教育要領・学指導要領に基づく実践的研究の充実

【成果】

研修については、小・中学校とも精力的に実践されており、校内研修及び各種研修会・研究会の開催・参加も活発に行っている。

また、小学校PTAが統合に向けた活動が評価され、全国表彰を受賞した。

【課題等】

地域を知る研修は、新任教諭等を中心に実施しているが、当町全域を視察しながら、町の全容を知り、地域密着の授業や立案に資するよう一層の検討が必要とされる。

また、いじめや不登校問題などの教育課題解決のためにも義務教育9年間を見通し、小・中学校が連携していく必要性が高まっている。

(11) 新「横浜小学校」整備事業の推進

①新「横浜小学校」整備事業の推進

概要	町内4小学校を統合し、平成28年4月に新「横浜小学校」として開設され、平成28年度ではグラウンドの整備を実施し、新小学校の整備事業を完了する。	
	計 画	実 績
①新「横浜小学校」の建設		① ・グラウンド整備工事 158,760,000円 ・グラウンド工事監理 1,836,000円 決算額 160,596,000円

【成果】

平成28年4月に新「横浜小学校」が開校し、校舎は地中熱ヒートポンプ冷暖房システムが導入され、快適性に優れた空間での授業が行われており、平成28年度ではインフルエンザによる学級閉鎖がなく、その成果が表れている。また、北地区と南地区の児童についてはスクールバスによる通学を行っているが、事故等なく児童の安全が確保されている。

【課題等】

統合により町内には新「横浜小学校」1校となったが、開校後も各旧小学校の伝統・行事を引き継ぎ、保護者や地域の協力を得ながら、安心安全な学校運営を目指していくことが必要ある。

開校後、1年遅れで完成予定のグラウンド整備工事が実施されており、平成28年度は運動会など屋外での教育活動が行えないことから、横浜中学校等を活用するなどして小学校、中学校及び教育委員会で連携を取り支障をきたさないよう活動されている。

また、廃校となった各小学校の校舎等については活用方法とその維持管理のための財源措置が必要である。特に危険校舎とされた建物については予算を確保して取壊工事を順次進める必要がある。

□施策の総括的評価

学力・教職員研修

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から小学校が国語と算数、中学校が国語と数学で小6・中3を対象に実施されてきた。

平成28年度の小学校の平均正答率は、国語の基礎的知識を問うA問題は全国平均を上回っているものの、知識を活用する力を見るB問題と算数A・B問題は全国平均を下回る結果となった。

中学校については、国語A・B問題と数学A・B問題の両方とも全国平均を下回る結果となっている。

児童生徒の確かな学力を育成するためには、教師の熱意と的確な指導力、児童生徒の学習意欲や学習習慣、家庭の協力のすべてが総合的に高まることが大切であり、発達段階に応じて児童生徒に身につけさせたい事項を明確に示しながら、小・中学校において学力向上対策に取り組んでいく必要がある。

さらに、調査の結果から、学力は家庭学習と相関関係にあることから、学力向上へのステップとして、家庭学習の強化が重要である。

一方、豊かな心を育む教育の推進には、保護者や地域と連携し、「ふるさと教材」すなわち、地域にある郷土芸能や「ふるさとのまつり(秋まつり)」の活用を図りながら、子どもたちの規範意識を醸成する基盤づくりが必要である。

教職員の研修については、教育振興会の事業も含めて精力的に実施されているとともに、校内研修各種研修会の開催・参加は活発で良好である。

また、情報化に応じた教職員の指導力向上、教師用教材の作成など、教育委員会独自の研修事業等の工夫が必要である。

国際化・中学生海外体験学習

異文化理解の体験を行うことにより、英語に特定した語学力のみならず、広い視野から文化の違い、日本の伝統的な良さ、言語やコミュニケーションの役割などを理解するための方策が必要とされている中、中学生海外体験学習事業及びALT配置事業については効果的な事業である。

中学生海外体験学習事業については、9名の参加希望者があり選考試験結果により4名を派遣している。今後は、財政面での制約もあるが、将来の町づくりに寄与する人材、国際社会に貢献できる人材を育成する観点から、派遣人員の増員を図るとともに事業を継続していくことが望ましい。

就学支援・教材

就学支援については、きめ細かな学習支援が展開されており、十分評価できる。

今後は、家庭・学校・教育委員会がそれぞれの責任において児童・生徒の就学に対してのあり方並びに展開すべき事業を検討する必要がある。

教材備品については、学習指導要領等に合わせた整備予算を確保しつつ、また情報化に対応した児童・生徒への個々の環境整備を視野に入れて進めていく必要がある。

体育・健康教育

体育は児童生徒の成長に欠かせないものであり、小・中学校とも体育・保健体育の授業等を通じて体位向上の目標達成に努力している。いうまでもなく、各種競技がより活発に活動できる環境が望まれるが、既存の施設、人工的な施設利用の他に自然をフィールドに提供できるメニューも多く存在する。

例えば、すべての児童生徒が泳げる力をつけるため、水泳教室など1日ではなく少なくとも3日くらい続けて水に慣れ、浮き泳ぎを覚えさせるなど、自然の海岸線を利用するなど積極的な取り組みが必要である。

陸上競技記録会については、小学校統合により廃止となったが、今後は校内マラソン大会の実施や他地域との交流も視野に入れ、広域的視野での新しい検討が必要である。

学校給食

横浜町においては、特に朝食内容の改善、肥満傾向児童・生徒の減少を目標に、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、望ましい食習慣を身につけさせ、健康の増進及び体位と体力の向上を図るための食育活動に取り組んでいくことが必要である。

また、衛生管理については、食中毒及び食物アレルギーによる事故防止のため、各機関の体制を強化して今後とも安全・安心な給食の提供が必要である。

給食費の未納対策では文書及び家庭訪問等による督促と、さらに学校との連携も深めながらその解消に努めていく必要がある。

2 社会教育行政

【重点項目】

- (1) 主体的な学習と社会参加の推進
- (2) 次代を担う青少年の育成
- (3) 地域を支える人材育成
- (4) 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上
- (5) 社会教育推進のための基盤整備
- (6) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承
- (7) コミュニティづくりと冠婚葬祭簡素化推進

□重点項目の点検（平成28年度の取組状況）

(1) 主体的な学習と社会参加の推進

①一般図書・児童図書の新刊図書購入事業

概要	蔵書構成と町民の利用傾向を考慮しながら、一般・児童図書の収集整備に努め、広報等により情報を提供しつつ児童コーナー（季節に応じたもの等）や一般コーナー（時勢に応じたもの等）を設置し利用促進を図る。		
	計 画		実 績
購入図書			購入図書
一般図書	110冊		一般図書 140冊
児童図書	70冊		児童図書 52冊
図書館利用の促進			利用者数 3,020人(一般2,137人 学生等883人) 貸出図書 2,036冊(成人1,199冊 児童837冊)

②寄贈図書の活用

概要	寄贈図書の受け入れを行い、利用者の要望に応える。		
	計 画		実 績
寄贈図書のうち、できるだけ新しい発行年の図書の装備・登録を行う。			28年度年間受入冊数
			一般図書 64冊
			児童図書 19冊
			計 83冊

③公民館まつり開催事業

概要	町文化協会会員等が一同に会し、日頃の活動紹介・展示等を行うとともに公民館講座や町民が制作した作品の展示を行い、町民の生涯学習（文化活動）の推進を図る。		
	計 画		実 績
児童・生徒及び各種団体、公民館 講座や町民の作品展示を行い、芸術・文化の振興を図る。			開催日：平成28年10月22日～23日 参加団体： 23団体、個人24人 出品数： 942品 入場者： 1,717人

④実年教室開催事業

概要	高齢者の学習ニーズに応えた教室を開催することにより、高齢者が活力ある長寿社会を過ごせるよう健康増進と教養の向上を図る。		
	計 画	実 績	
実年教室の開催 開催日：6月～12月の計7回 (毎月前半の火曜日) 場 所：ふれあいセンター	6/7	「高齢者を狙う悪質商法の事例と対処法について」(田村広高)	31人
	7/5	「脳を活性化する音読」(相澤笑子)	24人
	8/2	「心豊かな楽しいグラウンド・ゴルフ」(川原田俊一)	29人
	9/6	「ちりめんで作る葡萄のタオルハンガー」(向井あぐり)	38人
	10/4	制作①「ちりめんで作る葡萄のタオルハンガー」(畠山トモ) 制作②「大人の塗り絵」公民館職員	32人
	11/1	「音楽教室」(柏谷弘陽)	24人
	12/6	「教育についてのお話」(横小校長：小原広基、横中校長： ρ 館満、教育長：柏谷弘陽) ※講演終了後「高齢者芸能発表会」(社会福祉協議会共催)	49人

⑤各種講座の開設事業

概要	町民の学習ニーズに応えた各種教室を開設することにより、町民が健康で潤いと活気あふれる生涯学習の確立を図る。		
	計 画	実 績	
各種教室として、落語教室・ガーデニング教室等の開催	7/10(日)	なのはな落語会(古今亭駿菊)	1回30人
	8/18(木)	夏休み子ども教室	1回14人
	8/20(土)	夏休み子ども教室	1回24人
	10/20(木)	ガーデニング教室	1回16人
		パネル展示会 (県近代美術館から借用)	5回

【成果】

今後も、利用者のリクエストには、県立図書館や県内図書館との相互貸借により対応をしていくものとする。また、寄贈図書を受入を行っていくこととする。

公民館まつりでは前年と比較して、参加団体は19団体から23団体へと増加し、出品数は、824品から942品へ。入場者数は昨年度の1,080人から1,717人へと825人の増加となった。これは児童作品展の展示内容を上位作品だけでなく、全児童・生徒の作品を展示した効果が大きいと思われる。また、各サークル等が日頃の活動紹介・展示等を行うとともに公民館講座や町民が作成した作品の展示をすることにより、町民の生涯学習(文化活動)の定着と推進を図ることができた。

実年教室においては、今年度は参加人員が増加であり、今後もコミュニケーションの場として、健康増進と教養の向上につながる多種、多様な学習機会を提供できた。

【課題等】

図書館の整備については財政的な制約もあるが、蔵書管理や県立図書館等との連携強化を図るため、図書館管理システムを導入する必要がある。

諸活動成果の発表の場としての公民館まつりへの出品の増加にもつながる多種・多様な学習機会の提供を図るとともに趣味サークル等の育成と公民館活用の自主的な活動支援を強化する必要がある。

実年教室は、受講者の固定化や新規受講者の加入が少ないことから、年々受講者が減少傾向にあったが、一般町民に向けてチラシを配布する等のPR活動を拡大することにより参加者が若干増加したが、今後もPR活動を進めるとともに参加意欲がわくような内容の充実に努める必要がある。

各種講座を継続・発展させていくためには、積極的な情報提供と多種・多様な学習機会の提供を図るとともに、30～50代の参加意欲をそそる課目を研究し、併せて参加しやすい環境づくりが必要である。

(2) 次代を担う青少年の育成

①学校図書室への支援

概要	県立図書館の協力図書及び譲渡図書を活用し、学校図書室の充実に協力するほか、求めに応じて学習テーマに関するブックリストを作成する等、学校との連携を図る。また、今年度からあおもり県民カレッジ事業が導入され、学校の図書室で読書をするだけで、単位がもらえる生涯学習事業も始まる。	
	計 画	実 績
	①希望する学校へ県立図書館の協力用図書を配布。団体貸出の促進を図る。 ②あおもり県民カレッジ事業の推進	①県立図書館の協力用図書利用校 2校 360冊 ②あおもり県民カレッジ、登録者数 小学生：174人、中学生：29人

②夏休み「子ども教室」

概要	仲間とのふれあいを深めながら、軽スポーツ体験等の活動を通して心豊かでたくしい子どもを育てる。	
	計 画	実 績
	軽スポーツ体験を通じて、1年生から6年生までを対象に、小学生同士で仲間づくりや文化創作活動を行い、仲間とのふれあいを深める。	開催日：①平成28年8月18日(木) ②平成28年8月20日(土) 場 所：横浜町立児童センター 参加者：①14人、②24人

【成果】

学校図書室との連携のもと、県立図書館及び町民図書館の協力用図書を全校に配布しており、小・中学校での朝読や学習テーマの教材として活用された。また、青森県事業として、あおもり県民カレッジが始まり、子どもたちが積極的に図書と触れ合う機会を設け、生涯講座として実施される。夏休み子ども教室は、1年生～6年生を対象に、軽スポーツ等をメインに今年度は2回実施し、軽スポーツを通じて仲間とのふれあいを深めることができた。

【課題等】

学校図書室では、協力用図書の利用増加を図るとともに、利用者の求める資料を迅速に提供できるシステムの整備や年に2～3回、児童生徒の読みたい本、利用したい図書などのアンケート調査を行うなどの工夫が必要である。また、あおもり県民カレッジの仕組みを学校側へ積極的に勧めていく必要があり、学校の図書室が学習講座になることも周知し、子供たちの学習向上に繋げたい。

今後も、仲間づくりや児童同士の交流を図るため児童対象の事業を夏休みにこだわらず展開していくとともに、参加者数に合わせたスタッフの確保のため、ボランティアスタッフ等も募っていく必要がある。

(3) 地域を支える人材育成

①地域における学習や活動のコーディネーターの養成

概要	学校と地域の協働による教育活動がより円滑に推進できるよう、学校のニーズと地域の情報をコーディネートし地域の教育力の向上を図る。 放課後子ども教室事業では、コーディネーターと協力員が円滑かつ充実した支援をするための情報交換及び研修をすることにより、地域で子どもを育てる意識の向上を図る。 委員の研修については各セミナーで地域課題の取組みを学ぶ。
計 画	実 績
・ コーディネートに必要な研修 ・ 情報収集活動	・ コーディネーター養成講座 9/7 (七戸町、2名) 「学校と地域の協働実践セミナー」 11/30 (青森市、2名) 「絆でつながる家庭教育支援セミナー」 9/1～3/31 (青森市、1名) 「地域で学校を支える仕組みづくり推進事業推進委員会」 ・ 読み聞かせボランティア(19回)

【成果】

地域における学習や活動のコーディネーターの養成では、地域の人材育成や地域を繋げ、地域の教育力の向上が図られた。

読み聞かせグループの研修では、技術の向上が図られた。

【課題等】

コーディネーターやボランティアを養成することにより、多種多様な充実した支援や、各関係機関とのつながりが行えることから、更に人材の確保と研修が必要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上

①放課後子ども教室推進事業

概要	文部科学省の「放課後子ども総合プラン」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を連携型にして実施する総合的な放課後対策として、放課後子ども教室を実施する。	
	計 画	実 績
	<ul style="list-style-type: none"> ・菜の花っ子運営協議会の設置、コーディネーター、安全管理員を配置し、読み聞かせ等の事業を実施する。 ・広報紙の発行 	菜の花っ子運営協議会を設置 (委員8名 会議2回) コーディネーター 2名配置 教育活動サポーター 8名配置 活動内容 ①出前教室(横浜小学校) 19日 ②教室プログラム 軽スポーツ 2日 工作教室 1日 体験教室 1日 菜の花っ子だより 7回発行

②連合PTA活動助成事業(青少年健全育成PTA体験学習助成事業を含む)

概要	心身共に豊かな生活を送るため、体験活動を進めることにより学校教育・社会教育の振興を図ることを目的に補助金を交付する。	
	計 画	実 績
	連合PTA体験活動費 横小 77,400円 横中 55,800円 事業費 37,800円 事務局費 4,000円 予算額(助成金) 175,000円	内容:親子レクリエーション、ビン回収、地域との交流、学校農園耕作、親子キャンプ、地域清掃活動、職場訪問、あいさつ運動、スキー学習、保健指導、思春期教室等 決算額(助成金) 175,000円

③青少年健全育成町民大会開催事業

概要	次代を担う青少年の健全育成を町民ぐるみで推進し、町民の青少年健全育成の意識を啓発するとともに、心のふれあう地域活動及び育成の活性化を図る。		
	計 画		実 績
大会宣言 講 演			平成28年11月13日（日） ふれあいセンター「大集会室」 大会宣言 演題：「道徳は人間の幸福とどんな関係があるのでしょうか」 講師：公益財団法人モラロジー研究所 教育者 細川 勝紀 氏 意見発表：1人 P T A活動発表：1人 参加者：50人

④青少年健全育成推進員設置事業

概要	地域に根ざした青少年育成県民運動の充実を図るために、青森県より委嘱を受け青少年の健全育成を図る。		
	計 画		実 績
県より4名委嘱 青少年健全育成に関する地域活動、行政及び関係機関との連絡と協力、各団体の活動の促進及び指導・相談、県育成条例の啓蒙活動、その他			県より4名委嘱 任期：平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで 街頭指導は各地で実施（主に交通安全運動期間中にあいさつ運動を実施する）

⑤生徒指導連絡協議会活動助成

概要	管内の児童・生徒の生活指導に関して相互に密接な連絡をとり、非行防止に努め、健全育成を期するとともに児童・生徒の生徒指導に関する研修を目的とする。		
	計 画		実 績
・児童生徒の指導に関する学校間の連絡調整 ・生徒指導に関する調査・研究 ・非行防止と健全育成の総合調査、広告宣伝 ・善行児童生徒の顕彰 ・有害環境の排除活動 ・安全指導			・管内小・中学校の情報交換及び研修 ・管内小・中学校の連絡・提携 ・児童生徒の実態調査及び環境教育
予算額（助成金）	90,000円	決算額（助成金）	90,000円

⑥命を大切にする心を育む声かけリーダーの設置事業

概要	<p>次代を担う子どもたちに命を大切にする心を伝え、また大人には子どもに積極的に関心を持ってもらうため、大人と子どもが互いに声をかけあう声かけ事業の中心的な担い手となり「声かけリーダー」の活動を効果的に推進する。 ※青少年健全育成推進員設置事業と同一</p>	
	計 画	実 績
	<p>県より委託 4人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導（交通安全母の会と一緒にあいさつ運動） ・町内パトロール（夏休み期間中） ・啓蒙活動 	<p>県より4名委嘱</p> <p>任期：平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで</p> <p>街頭指導は各地で実施（主に交通安全運動期間中にあいさつ運動を実施する）</p>

【成果】

学校と地域の協働による教育活動の推進について、多様な研修会や全体研修会の開催をするなど、地域の共通理解が図られた。また、ボランティアによる自主的活動や定着しつつある活動など地域による教育支援が図られ、家庭訪問を続けることにより、防犯活動も担っている。

また、放課後子ども教室では、健康福祉課との連携を図りながら1校区で実施して放課後における子どもの居場所づくりの体制強化が図られた。

一方、連合PTA活動と一本化した体験学習助成事業においては、学校を通じた親子のふれあい、保護者相互の親睦、地域住民とのふれあい活動を行うことにより、豊かな人間形成、親子相互の理解、郷土の理解など健全育成活動が図られた。

青少年育成町民大会を開催することにより、意見交換・講演会等、情報の提供ができたが、日曜日の開催にも係わらず、参加者の確保の課題も浮き彫りとなった。

生徒指導については、ポスター等の作成をしながら町民への啓蒙活動ができた。

平成22年度から青少年健全育成推進員と命を育む声かけリーダーについて、職務に類似性があるため同一としたことから青少年に対する活動の充実が図られ、他団体との街頭指導、声かけの効果、情報交換が図られた。また、声かけ活動については、地域の人からの協力も得られ、今年度から30年度まで4名の委員が更新された。

【課題等】

学校と地域の協働による教育活動については、地域の教育力向上のためにも地域の人材確保と資質の向上が必要である。

放課後子ども教室は、統合による人材確保、事業内容の検討、補助終了後の財源確保等が課題となる。

また、PTA活動においては、町単独で体験学習等事業をしているが、さらに人材バンクの整備、学校現場の理解など体制づくりをすることが課題である。

読み聞かせグループではボランティアを養成するとともに各種研修会への参加を促進し、体制を強化する必要がある。

青少年を取り巻く環境が大きく変化していることから、取り組むべき課題が増加しているため、各関係機関との連絡調整を図り、青少年の健全育成を確実に推進する必要がある。特に関係のある、家庭・学校・地域・企業など社会全般の理解と啓蒙活動が必要である。

生徒指導については、各機関との連携を図ることが必要とされ、青少年健全育成推進員・声かけリーダーについては積極的な活動がみられるものの、関係機関との連携を保った年間を通しての活動が必要である。

(5) 社会教育推進のための基盤整備

①社会教育推進体制の整備（学習情報提供事業）

概要	生涯学習の推進に資するため計画的、効果的な社会教育推進体制の充実に努める。		
	計 画	実 績	
①生涯学習・社会教育の推進に資する基盤の整備・充実		生涯学習カレンダーの作成	
②学習情報の収集・提供及び学習相談の体制の充実			

②烏帽子平自然の家開設事業

概要	町民の生涯学習及びコミュニティ活動の場として、地域住民が連帯感を醸成し、明るく住み良い地域社会づくりの推進を図る。また、登山者の休憩場所として提供される。		
	計 画	実 績	
予算額	658,000円	決算額	588,487円
清掃管理人の配置	1人	清掃管理人の配置	1人
開設期間	4月～11月	開設期間	4月～11月
		年間利用者数	433人

③町民交流センター開設事業

概要	地域住民のコミュニティ活動の場として、地域住民が連帯感を醸成し、明るく住み良い地域社会づくりの発展を図る。		
	計 画		実 績
予算額	2,581,000円	決算額	2,188,766円
清掃管理人の配置	1人	清掃管理人の配置	1人
開設期間	通年	開設期間	通年
民具の整備		民具の整備	
		年間利用者数	424人

④視聴覚教具・教材の整備事業

概要	行政や学校、団体等への視聴覚教具・教材等の貸し出しを行い、視聴覚教育の振興を図る。		
	計 画		実 績
行政・学校・保育所・幼稚園・社会教育団体等で活用できる教具・教材等を整備する。	ワイヤレスセット8回、放送用具(アンプ・CDプレーヤー)2回、プロジェクター11回、映写幕11回、スピーカー2回、マイク11回、マイクスタンド3回、ハンドマイク4回		

⑤社会教育委員会議の開催

概要	社会教育法第15条の規定により定員10人以内を置き、諮問及び助言指導を行い、社会教育行政の発展に寄与する。		
	計 画		実 績
委員	10人	会議出席者延べ	17人
会議	3回	会議回数	2回
予算額	138,000円	決算額	54,240円

⑥社会教育委員研修事業

概要	社会教育委員が一同に会し、豊かな生涯学習社会に対する社会教育の課題解決の方策及び社会教育委員の果たすべき役割や各地における社会教育活動について情報交換を行い、社会教育の一層の振興を図る。		
	計 画		実 績
・上社連第1回研修会 (おいらせ町) 5/27 (金)		・上社連社会教育委員第1回研修会 (おいらせ町) 参加者 2人	
・県社会教育研究大会 (青森市) 9/11 (金)		・県社会教育研究大会 (青森市) 参加者 1人	
・上社連第2回研修会 (おいらせ町) 11/10 (木)		・上社連社会教育委員部会第2回研修会 (おいらせ町) 参加者 4人	

⑦地域婦人団体連合会活動助成事業

概要	婦人団体連合会、各単位婦人団体の連絡、 <u> </u> ・協調を密にし、婦人の教養と意識の高揚を図ることによって地域の発展に寄与する。		
	計 画	実 績	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人教育に必要な研修・調査 ・ ボランティア活動 ・ 消費生活活動 ・ 各単位婦人会の連絡、提携情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活部 北部上北連合観閲式参加 23名 <li style="padding-left: 20px;">消防団出初式参加 16名 ・ 健康部 健康づくりレク 68名 ・ 芸能発表会 60名 ・ 研修部 上十三地域女性育成研修会 11名 	
	予算額 50,000円	決算額	50,000円

【成果】

平成 23 年 10 月に[横浜町生涯学習推進計画]を策定後、生涯学習・社会教育の推進に資する基盤の整備・充実について取り組まれてきた。

平成 1 1 年 3 月に廃校となった旧南部小学校烏帽子平分校校舎を自然の家として、町内外からの登山者の休憩場所として、地域においては冠婚葬祭の場として活用されている。

また、南地区交流センター(旧横浜第二中学校)を廃止し、新たに町民交流センター(旧南部小学校)を地域の交流の場として使用できるように開設した。

視聴覚教具・教材を貸し出すことにより、行政・学校・保育所・幼稚園・社会教育団体等の視聴覚教育及び情操教育の推進に役立っている。

婦人団体については、リーダー養成を図ることができるとともに、自主的な地域活動が定着してきている。

【課題等】

「横浜町生涯学習推進計画」を平成 23 年 10 月に策定したが、中期 5 年計画であるため見直しが必要となっている。

南地区交流センターを閉設し、新たに旧南部小学校を町民交流センターとして開設し、地域住民の交流の拠点としての利用を進めていく予定であったが、防火対象物の用途変更に伴い、消防用設備の規制により排煙窓の設置等が必要であり、今後施設の使用形態の見直しも考えられる。

婦人団体は活動の定着が見られるが、全体的に会員や単位団の減少もあり、さらなるリーダー育成活動への協力を行っていく必要がある

生涯学習カレンダーは、毎年度町民に提供されているものの、各団体で行事日程の調整等を行うことが必要である。

(6) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

①文化財専門委員会議の開催

概要	郷土に対する愛着と誇りを培い、うるおいのある生活を実現するため、未来へ伝える貴重な文化財の保存・活用に努める。	
	計 画	実 績
	文化財の保護・保存・活用等に努める。 横浜町文化財専門委員 10人以内	町指定文化財の現地調査等を実施。 史 跡 2 (町2) 天然記念物 4 (県1町3) 無形民俗 8 (国1県2町5) 現地調査 1回 委員会開催 2回

②文化財パトロール事業

概要	文化財パトロールは県の事業であるが、町には28箇所の埋蔵包蔵地があり県から委嘱された文化財保護指導員とともにパトロールを実施する。	
	計 画	実 績
	埋蔵文化財包蔵地のパトロールを文化財保護指導員とともに実施する。	パトロール箇所 2箇所 28.10.14 28.11.14 2回実施

③文化協会運営補助事業

概要	文化協会への補助を通じ、団体の育成及び伝統芸能の保存、技術の継承及び後継者の育成の推進を図る。	
	計 画	実 績
	予算額 30,000円	決算額 30,000円 3町村舞踊部門合同発表会 郷土芸能発表会

④文化各賞の表彰事業

概要	芸術文化活動の育成等に功績のあった者並びに文化的な大会やコンクール等において優秀な成績をおさめた者を表彰する。	
	計 画	実 績
	・文化功労賞 ・文化賞 ・文化・体育・スポーツ賞授与式開催 ・文化指導者賞 ・文化奨励賞	・文化・体育・スポーツ賞授与式(29.1.21) ・文化賞 1人 ・文化功労賞 1人 ・文化指導者賞 該当者なし ・文化奨励賞 1団体

【成果】

文化財の調査、パトロールを実施することで文化財の保護・保存を図られるよう巡回している。文化協会への補助は、伝統芸能の保存や育成に寄与し、各種発表会での活躍につながっている。また、施設の利用面など行政との連携も図られた。

文化各賞の表彰を機に、芸術・文化の分野での活動の機会が増加し、芸術文化の振興が図られるよう奨励している。

【課題等】

文化財専門委員会については、文化財指定の手順等を明文化する必要があるため、条例、規則の見直しを検討する必要がある。

伝統芸能の保存の面においては、特に技術の継承及び後継者の育成に力を入れて取り組む必要がある。また、舞台部門が活発であるが、物作り・創作・研究・調査などの諸活動を活性化し、文化グループの育成に努める必要がある。

小学校で取り組む郷土芸能活動（子ども神楽）については、地域により神楽の拍子等に違いがあるため、地域の指導者に働きかけ、地域ごとの後継者育成を検討する必要がある。

(7) コミュニティづくりと冠婚葬祭簡素化推進

①冠婚葬祭簡素化推進事業

概要	平成17年に設立された冠婚葬祭簡素化推進協議会で決定された内容により、明るく豊かな住みよい町づくりのため、生活の「むり・むだ・みえ」を無くするために冠婚葬祭の簡素化を推進する。	
	計 画	実 績
	冠婚の部の披露宴は 15,000円以内の会費制とする。葬祭の部の法要は10,000円以内の会費制とし香典は2,000円以内とする。お祝い、お見舞いの部では5,000円以内としハガキ礼状等とする。	・平成28年度横浜町生涯学習カレンダーへの掲載 ・冠婚葬祭推進チラシの毎戸配布 ・繰り返し町内会長会議などでの啓蒙

【成果】

冠婚葬祭簡素化については町民へ広報することにより、葬儀において1万円程度の会費制で実施するようになってきた。また、お祝い・お見舞いでは5千円以内とし、見舞い返し等でハガキ礼状とすることが徐々に浸透してきている。

【課題等】

古くからの風習を見直して新たな内容を浸透させるには、各町内会の理解と協力が不可欠であることから、推進協議会を開催するとともに町内会長会議や総会の場を活用して理解と協力を繰り返し、継続して求めていくことで、各地域の歩調を合わせるよう指導努力が必要である。

なお、推進協議会等において、冠婚葬祭のそれぞれの意味、目的を究明、真の目的を理解し、単なる見栄や無理を無くしていき、互いの心を大切にしながら生命の通い合うコミュニティ再構築に資する活動が必要である。

□施策の総括的評価

生涯学習・学習活動支援

生涯学習を効率的・意識的に支援する社会的な仕組みに、学校教育・社会教育が存在する。その中心的かつ永遠のテーマが生涯学習であると言える。

必要とされている生涯学習計画の見直しあるいは樹立には、教育行政のみならず、行政機関相互の連携を密にした取り組みが重要である。

県民カレッジ事業等を利用し、さらに生涯学習の輪を広げ、町民への生涯学習機会の提供や生涯学習情報の提供に努めていくとともに、学習の成果を地域に還元できる環境づくりを進めることが必要とされている。

図書館

図書館図書において、人口の減少や児童・生徒数の減少により、貸出が減少傾向にあったが、28年度は学生等の利用者が△298人(△25%)減少し、貸出冊数も△50冊(△2%)の減少となっている。

図書館本来の役割を發揮していくためには、さらなる相互貸借の強化、寄贈図書の受入や、ホームページを活用しながら蔵書資料の情報提供の充実を図り、蔵書図書システムを導入し、検索可能な図書の配置等利用しやすい図書館をモットーに、町民の教養と文化の発展を目指した図書館運営を展開していくことが必要である。

また、県民カレッジ事業等を利用して、読書をしながらポイントを貯めて、楽しく図書と触れ合う時間を作ってほしい。

学校・家庭・地域の連携

地域や家庭の教育力の低下が指摘される中で、社会全体での学習活動・家庭教育支援子育て支援の必要性が高まっている。国の委託事業に引き続き、町教育委員会は自前の運営を目途に、指導者の養成や効果的な学習プログラムの工夫をし、「地域や親は子どもとともに考え、ともに育ち合う」ことを大切に、よりきめ細かな教育支援を行っていく必要がある。

放課後子ども教室は、放課後児童クラブ、読み聞かせグループの活動と連携が整いつつあり、児童の利用と定着が図られている。健康福祉課事業とも連携をとり、地域の人材の参画を得て、子どもの居場所づくりに積極的な取り組みがなされ、一定の効果が上がっているものと評価できる。

今後は、ボランティアの養成、人材発掘を図りながら、安全管理を徹底させ、活発に取り組んでいく必要がある。

交流施設等の利用

廃校となった施設を「烏帽子平自然の家」、旧横浜小学校の体育館を「町民体育センター」、旧南部小学校を「町民交流センター」として用途を変え開設したが、今後の利用状況や維持経費の状況等を勘案して、将来的な施設のあり方を検討する必要がある。

青少年健全育成

町長部局から教育委員会部局へ事務移管して久しい。取り組むべき課題が山積している中、町内すべての団体・機関等が関わって、施策への取り組みを進めるべきであり町民全般の理解と啓蒙活動そして町当局との強い連携が望まれる。

また、近年特に問題となっている「いじめ」についても、学校と地域及び行政が一つになって子どもを見守ることが重要であるため、その環境づくりが必要である。

公民館事業

多彩な公民館事業は、広い分野の生涯学習の中にあり、対象者である町民のニーズに沿って展開されているか、常に考え展開することが求められている。

種々のアンケートの実施など、町民のニーズを捉え、自ら進んで面白くやるという生涯学習の本来の姿を追求しながらの展開が必要である。

また、年に一回の町民の文化の祭典である「公民館まつり」は、出品数が減少傾向にある。従って、町民の文化活動をさらに活発にする意味から、作品募集の周知方法の工夫や各種講座から離れて活動している作品の発掘、出展依頼等その増加を図ることが必要である。また、公民館事業全般にその周知方法を工夫する必要がある。

実年教室において、多種・多様な学習機会を提供できたことは評価できる。さらなる町民各層への学習機会の提供へ拡大していくためには、新たなニーズにも対応した積極的な事業推進を図っていく必要がある。また、教室参加者の減少対策には展開の場所を考慮するとか、まとめ役を確保するなど参加しやすい環境づくりが必要である。

文化財・郷土芸能

文化財の保護・保存のための調査、パトロールが定期的に行われていることは、評価できる。看板等の老朽化も進んでおり、文化財そのものの保存も含め、財政面での年次計画のもと、地域の文化遺産を保存・整備していくことが必要である。

さらに、マンパワーも必要とされるが、地域の歴史や文化の証である文化財を積極的に活用するために、文化財資料を常設展示するなど、学校教育の補助にも効果あるように工夫し、資料の公開・活用に重点を置き、ふれあう機会を多くして、さらなる普及啓発に努める必要がある。

伝統芸能を保存していく上では、技術の継承、後継者の育成に継続した取り組みが必要である。

生涯学習カレンダー

町内各関係機関、団体等の可能な限りの行事予定等が記載された生涯学習カレンダーが全世帯に配布され、その利便性は評価される。今後とも、記載内容を工夫・検討していく必要がある。

冠婚葬祭の簡素化

町独自の簡素化が進められており、町民生活の「むり・むだ・みえ」を無くするための活動が少しずつ浸透してきていると評価する。これからも理解と協力を求めていくために、冠婚葬祭本来の意味合いをしっかりと持って心のつながりを保てるような展開を指導していくことが大事であり、これからも簡素化実施地区の情報や細かな工夫の紹介、様々な試行を行ってみるなど実践的な展開を強化する必要がある。

3 社会体育行政

【重点項目】

- (1) 地域におけるスポーツ活動の促進
- (2) スポーツに係る人材の育成
- (3) 社会体育施設の整備

□重点項目の点検（平成28年度の取組状況）

(1) 地域におけるスポーツ活動の促進

①町民スポーツフェスティバルの開催事業

概要	町民の誓いの「健康な心と体をつくります」の具現化を目指し、町民が健康への関心を深め、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で仲良く活動できる地域づくりを目的とする。	
	計 画	実 績
	競技種目 ・ビーチバレーボール ・グランドゴルフ ・卓球 ・ウォーキング	開 催：28.9.25 三保野公園他 ・ビーチバレーボール 2チーム 14人 ・グランドゴルフ 8チーム 43人 ・卓 球 24人 ・ウォーキング 13人

②体育・スポーツ各賞の表彰事業

概要	体育、スポーツの振興に功績のあった者並びにスポーツ活動において優秀な成績をおさめた者を表彰する。	
	計 画	実 績
	「授与式」の開催 ・体育功労賞 ・スポーツ功労賞 ・スポーツ指導者賞 ・スポーツ賞 ・スポーツ奨励賞	開 催：29.1.21(土) ふれあいセンター ・体育功労賞 該当なし ・スポーツ功労賞 該当なし ・スポーツ指導者賞 該当なし ・スポーツ賞 個人 8人 ・スポーツ奨励賞 3団体

③県民体育大会参加助成事業

概要	大会参加選手団への補助を通じ、大会での活躍やスポーツ振興を図る。		
	計 画	実 績	
	役員選手団 50人	開 催：H28.7.30 ～ 7.31 西北地域 (主会場：十和田市)	
		役員選手団 22人	
		出場種目：陸上・卓球	
	予算額 300,000円	決算額	300,000円

④青森県民駅伝競走大会参加助成事業

概要	大会参加選手団への補助を通じ、大会での活躍や陸上競技の振興を図る。		
	計 画	実 績	
	選手団 18人	開 催：28.9.4 青森市	
		選手団 19人	
		選手が熱中症を発症したため途中棄権	
	予算額 600,000円	決算額	600,000円

【成果】

町民スポーツフェスティバルの開催により、町民がスポーツに親しみ、生涯を通じたスポーツ、レクリエーション活動の振興が図られた。

県民体育大会並びに県民駅伝競走大会参加選手団への補助を通じ、各大会へ参加したが、県民駅伝競走大会では、選手が競技中に熱中症にかかり途中棄権となった。

体育・スポーツ各賞の表彰を機に、体育・スポーツ活動の振興が図られた。

【課題等】

町民スポーツフェスティバルは、平成15年度から開催をしているが、年々参加者が減少傾向にあり、より多くの町民が参加できるような種目等について検討する必要があるが、参加する年齢層が若返らない限り厳しい課題と考える。

県民駅伝競走大会は、年々中学生及び一般女子の確保が困難になってきているので、中学校や体育協会等とさらなる連携を図り、選手の発掘と育成に取り組む必要がある。

また、県民駅伝競走大会では、これまで選手へ掛けていたスポーツ保険が熱中症に対応していなかったため、今回の事案を踏まえ、スポーツ保険の見直しが必要である。

(2) スポーツに係る人材の育成

①スポーツ推進委員各種研修事業

概要	スポーツ推進委員は定数7人充足しているが、委員の資質向上を図るため、各種研修会の場を提供する。		
	計 画	実 績	
	・スポーツ推進委員上北地区研修会 ・青森県体育指導委員中央研修会 ・上社連社会体育部会研修会	参加者 参加者 参加者	なし なし なし

②体育協会、スポーツ少年団、朝野球協会活動助成事業

概要	体育協会、スポーツ少年団、朝野球協会への補助を通じ、団体の育成はもとより、各種大会のサポートを通してスポーツの振興に寄与する。		
	計 画	実 績	
	予算額 ・体育協会 850,000円 ・朝野球協会 50,000円	決算額 ・体育協会 850,000円 ・朝野球協会 50,000円	

③上北地区総合型地域スポーツクラブパワーアップ研修事業

概要	青森県の事業のひとつであり、県内各市町村における総合型スポーツクラブや市町村関係者との関係を強化し、地域住民にも理解を深め、それぞれが有する課題等の共有・解決を図るため、パワーアップ研修を実施する。		
	計 画	実 績	
	上北地区総合型地域スポーツクラブパワーアップ研修兼総合型地域スポーツクラブ上北地区クラブ運営研修会を実施する ・実施種目内容 ①パワーアップ研修 (コーディネーショントレーニング) ②クラブ運営研修会 (レクリエーション)	8/16 総合型スポーツクラブ事業説明会 10/5 上北地区総合型地域スポーツクラブパワーアップ研修第1回打合せ 12/11 上北地区総合型地域スポーツクラブパワーアップ研修兼総合型地域スポーツクラブ上北地区クラブ運営研修会 場所：ふれあいセンター(61名参加) 12/14 青森県教育庁スポーツ健康課打合せ	

④横浜町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会

概要	この事業は、様々な種目・様々な世代・様々なレベルによる地域住民のためのスポーツ活動を中心とした団体を目的とし、子ども達のスポーツ環境をより良くすることを課題として、横浜町内でも地域の人が地域のために運営する様々なニーズに対応できるスポーツクラブ設立を目指す。	
	計 画	実 績
パワーアップ研修後に、横浜町でクラブ設立を目指し、クラブ設立準備委員会を立ち上げる	1/16 2/15 3/15	青森県教育庁健康課打合せ (仮称)第1回横浜町スポーツクラブ 設立準備委員会 第2回横浜町スポーツクラブ設立準備 委員会

【成果】

体育協会、スポーツ少年団、朝野球協会への補助を通じ、団体の育成及び指導者の養成や育成に寄与し、各種大会での好成績につながった。

町民スポーツフェスティバルなど各種大会において、指導や協力を通じ、スポーツ活動に貢献した。また、それぞれの団体への支援により、団体の育成及び指導者の養成や育成に寄与し、各種大会での好成績につながった。

今年度から取り組んだ、上北地区総合型地域スポーツクラブパワーアップ研修は、今後を見据え、横浜町の地域の人が地域のために運営するスポーツクラブ設立を目指し、コーディネーショントレーニングや実際のトレーニングプログラムを実施し、参加者は普段体験できないような様々なプログラムに楽しみながら取り組めた。

これを機に、横浜町でも総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会が設立されて、今後に向けて大きなステップとなった。

【課題等】

指導者には、継続的に講習会や研修会等に参加していただき、資質の向上を図る必要がある。また、スポーツ推進委員の担当種目のみでなく、町全体としての体育活動向上のための意見を聴取して、計画立案、事業展開へのシンクタンク的存在を検討する必要がある。

特に体育協会については、平成28年度から当町で上北郡総合体育大会を開催したところ、天候にも恵まれ無事に終了した。しかしながら、来年度も継続事業でもあることから、引き続き、近隣町村からの施設借用等の協力依頼と事務局体制を強化し、2ヶ年事業を成功裏に収めたい。

横浜町でも総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会が設立され、今後準備期間を経て、実際にプログラムを消化しながら総合型地域スポーツクラブとして運営できるか検討する。最終的には、横浜町内でも地域の人が地域のために運営する様々なニーズに対応できるスポーツクラブ設立を目指したい。

(3) 社会体育施設の整備

① 体育施設の利用

概要	町民体育センター(旧横小)と町民交流センター(旧南小)の体育館を活用し、町民のスポーツ活動の振興を図る。	
	計 画	実 績
		施設利用状況延べ数
	・ 町民交流センター体育館	・ 町民交流センター体育館 424人
	・ 町民体育センター	・ 町民体育センター 261人

【成果】

各体育施設は、各種団体の練習、スポーツ少年団の練習等で町民に利用された。

【課題等】

各種体育施設はそれぞれ老朽化が著しく、町民に安全・安心に利用してもらうためにはその整備を行う必要がある。

高齢化の進む中、クラブや団体に属さない町民も、少人数でも気軽にスポーツ、運動のできる場と、方法を考えていく必要がある。

また、横浜小学校廃校後に町民体育センターとして体育館を利用するが、校舎部分は取り壊し予定であり、計画的な施設の管理運営が必要となる。同じく、南地区交流センター体育館（旧第二横浜中学校体育館）も老朽化と取り壊し予定のため利用を廃止とし、町民交流センター（旧南部小学校校舎）の体育館については、学校施設から集会施設への用途変更手続きが未完了であるため、一般町民の利用を制限している状態にあり、用途変更手続きを速やかに進める必要がある。

□施策の総括的評価

スポーツ振興

人口の減少を背景に、スポーツフェスティバル等への参加者は減少傾向にあるものの、子どもから高齢者までの町民が、それぞれのライフステージにおいて、いつでも気軽にスポーツに親しめる環境づくりをはじめ、生涯スポーツや競技スポーツの振興に努めていることは評価できる。

いまスポーツを取り巻く環境は、高齢化の進行・余暇時間の増大・近年の健康志向の高まりやライフスタイルの多様化のもと、スポーツが健康の保持・体力の向上・精神的充足感をもたらすこと等が認識され、その関心が高まりを見せている状況にある。

今後は、指導者の養成はもとより、町民参加意欲を高めるためのアイデア等を駆使して、ニュースポーツへの取り組み、スポーツをする気運の醸成等、生涯スポーツ・レクリエーション活動の継続した推進が必要である。

特に児童生徒においては、「海・山・川」など町の恵まれた自然環境を活かし、豊かな感性を育むとともに、学校で学んだ知識・技能を活用する場として、公民館活動とも連携しながら、地域ぐるみで子供たちの自然体験活動（軽スポーツ）を推進する事業など一層の充実を図っていく必要がある。

体育施設・団体・指導者の養成

主に、廃校施設の用途替えて利用されている施設の整備は、老朽化に伴い修理等が発生している。財政的な制約もあるが、利用者が安全・安心に利用できるよう計画的な整備に取り組んでいく必要がある。

競技スポーツの振興については、ジュニア期からのスポーツ指導の充実を図るため体育協会が主体的に、スポーツ少年団の育成に力を注ぐとともに、朝野球の開催、県民体育大会、県民駅伝など各種大会への参加促進に努めていることは評価できる。

また、児童生徒、青少年から成人までを対象とした、体育・スポーツ各賞の表彰は、その成績を賞賛し、今後の継続した活動を支えるためにも、その効果が大であり、事業の継続が必要とされる。

上北郡総合体育大会については平成28年度から2年間当町が事務局となるが、体育施設が整備されていない当町としては、早期に周辺町村の施設を借用して大会を開催する必要がある。

資料等

点検及び評価施策別重点項目・対象事業一覧表

分野	重点項目	対象事業
学	(1) 授業の充実	①就学援助事業 ②幼稚園就園奨励費補助事業 ③学校教材・教具整備事業 ④小中学校入学助成事業 ⑤町費負担臨時教員の任用
	(2) 道徳教育の充実	①道徳教育の充実
	(3) 特別活動の充実	①特別活動の充実
校	(4) 体育、健康教育の充実	①学校検診・就学時健診事業 ②学校医委嘱事業 ③学校災害共済給付事業 ④給食施設管理 ⑤衛生管理 ⑥食育教育及び地場産品の活用 ⑦新給食センター整備関連事業
	(5) キャリア教育の推進	①進路指導の充実
育	(6) 特別支援教育の充実	①特別支援教育就学奨励事業 ②ことばの教室通級事業 ③特別支援教育支援員配置事業
	(7) 環境教育の推進	①環境教育の推進
行	(8) 国際化に対応する教育の推進	①中学生海外体験学習事業 ②外国語指導助手（ALT）配置事業
	(9) 情報化に対応する教育の推進	①情報化に対応する教育の推進
政	(10) 研修の充実	①研修の充実
	(11) 新横浜小学校整備事業の推進	①新「横浜小学校」整備事業

分野	重点項目	対象事業
社 会	(1) 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進	①一般図書、児童図書の新刊図書購入事業 ②寄贈図書の活用 ③公民館まつり開催事業 ④実年教室開設事業 ⑤各種講座の開設事業
	(2) 次代を担う青少年の育成	①学校図書室への支援 ②夏休み子ども教室
教 育 行 政	(3) 地域を支える人材育成	①地域における学習や活動のコーディネーターの養成
	(4) 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上	①放課後子ども教室推進事業 ②連合PTA活動助成事業 ③青少年健全育成町民大会開催事業 ④青少年健全育成推進員設置事業 ⑤生徒指導連絡協議会活動助成 ⑥命を大切にすることを育む声かけリーダーの設置事業
	(5) 社会教育推進のための基盤整備	①社会教育推進体制の整備 ②烏帽子平自然の家開設事業 ③町民交流センター開設事業 ④視聴覚教具・教材の整備事業 ⑤社会教育委員会議の開催 ⑥社会教育委員研修事業 ⑦地域婦人団体連合会活動助成事業
政	(6) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承	①文化財専門委員会議の開催 ②文化財パトロール事業 ③文化協会運営補助事業 ④文化各賞の表彰事業
	(7) コミュニティづくりと冠婚葬祭簡素化推進	①冠婚葬祭簡素化推進事業

分野	重点項目	対象事業
社会 体 育 行 政	(1) 地域におけるスポーツ活動の促進	①町民スポーツフェスティバルの開催事業 ②体育・スポーツ各賞の表彰事業 ③県民体育大会参加助成事業 ④青森県民駅伝競走大会参加助成事業
	(2) スポーツに係る人材の育成	①スポーツ推進委員各種研修事業 ②体育協会、スポーツ少年団、朝野球協会活動助成事業 ③上北地区総合型地域スポーツクラブパワーアップ研修事業 ④横浜町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会
	(3) 社会体育施設の整備	①体育施設の利用

横浜町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

(平成21年1月27日教育委員会規則第6号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が横浜町教育主要施策に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第3条 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第4条 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 点検及び評価の結果については、報告書を活用して町議会へ報告するとともに公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日教委規則第5号）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の横浜町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱は適用せず、改正前の横浜町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱は、なおその効力を有する。

※上記第2の効力失効（平成28年10月5日新教育委員会制度移行による）

横浜町教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、横浜町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2 点検及び評価の対象は、別記「点検及び評価施策別重点項目一覧表」（以下「重点項目一覧表」という。）に定める施策の重点項目を構成する主要事業として教育長が定める事業（以下「対象事業」という。）とする。

(点検及び評価の手続)

第3 対象事業を所管する課長等は、教育長が別に定めるところにより、当該対象事業について点検及び評価を行い、その結果を教育長に提出するものとする。
2 重点項目一覧表に定める評価担当の課長等は、教育長が別に定めるところにより、当該重点項目について、前項の点検及び評価の結果に基づく総括的な評価を行い、その結果を教育長に提出するものとする。

(点検・評価アドバイザーの委嘱)

第4 教育長は、要綱第3に規定する教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するため、教育に関する学識経験を有する者の中から適当と認められる者を点検・評価アドバイザーとして委嘱し、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を求めるものとする。

(報告書の作成)

第5 教育長は、点検・評価アドバイザーから聴取した意見を参考に、点検及び評価の結果に関する報告書の案を作成し、教育委員会に提出する。

(町議会への報告等)

第6 点検及び評価の結果に関する報告書は、町議会に提出するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日施行）

（平成26年改正により第27条から第26条に繰り上げ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について
（通知）（一部省略）

19 文科初第535号

平成19年7月31日

文部科学事務次官通知

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

（3）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。

（法第27条⇒改正後の第26条）

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

①今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

②現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

平成29年度（平成28年度対象）

横浜町教育委員会の事務の点検
及び評価に関する報告書

編集・発行 横浜町教育委員会

〒039-4141 横浜町字三保野 57-8

電話 0175-78-6622 FAX 6112

<http://www.town.yokohama.lg.jp/>

[e-mail:yokohama-edu@town.yokohama.lg.jp](mailto:yokohama-edu@town.yokohama.lg.jp)